

鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和7年5月10日前後に発生した急潮及び強風により被害を受けた定置網の復旧を行い、沿岸漁獲物の安定的な供給体制を維持することにより、本市の漁業振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1項に定める事業とする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第2項に定める者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金の額は、別表第3項に定める経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第4項に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて算出した額（1円未満は切り捨てる。）以内とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金は、鳥取市り災証明書等交付要綱（平成29年4月1日制定）に定める被災証明書の交付を受けた者に限り、この要綱の施行前に着手している事業についても、交付申請を認めるものとする。

2 規則第4条に定める申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外すべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第12条に定める報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) 補助対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 補助対象事業の完了予定日の属する年度の末日

2 規則第12条に定める実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の定置網

(2) 交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施工の期日等)

1 この要綱は、令和7年6月27日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第4条、第5条関係）

1 補助対象事業	令和7年5月急潮により被害を受けた定置網の復旧
2 事業実施主体	漁業協同組合、漁業協同組合に所属する漁業経営体
3 補助対象経費	被災した定置網の復旧に必要な次の経費 (1) 各種網、側張、土嚢等（以下「定置網等」という。）の購入費及び仕立費 (2) 網地の防藻加工に係る経費 (3) 定置網等の設置に係る経費 (4) 既設定置網等の修繕費 (5) 既設定置網等の撤去、処分費 ただし、上記経費のうち漁業施設共済保険金等の支払対象となる経費については、保険金等を差し引いた額とする。
4 補助率	2 / 3

様式第1号（第6条、第10条関係）

鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業計画（報告）書

1 事業実施主体

住 所	
氏 名	

2 被災定置網

設置場所	
設置年月日	
被災状況	

3 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

項目	補助対象経費	負担区分	
		鳥取市	その他
定置網等の購入費及び仕立費			
網地の防藻加工に係る経費			
定置網等の設置に係る経費			
既設定置網等の修繕費			
既設定置網等の撤去、処分費			
合計			

（注）上記項目のうち、漁業施設共済等の支払対象となるものは、保険金等を差し引いた額とする。

4 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

5 事業実施主体の消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 添付書類

（1）事業計画書に添付する書類

- ア 定置網復旧に係る作業工程表
- イ 事業費の詳細がわかる見積書等の写し
- ウ 被災状況がわかる写真
- エ 事業費のうち共済保険金等の支払対象となる経費が含まれる場合は、保険証書
- オ 県内事業者への発注が困難である場合は、県外発注理由書

（2）実績報告書に添付する書類

- ア 請求書及び領収書の写し
- イ 購入資材の納入及び定置網等の設置、作業風景等定置網の復旧状況がわかる写真
- ウ 事業費のうち共済保険金等の支払対象となる経費が含まれる場合は、保険金額のわかる書類

様式第2号（第6条、第10条関係）

鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	比較増減	
			増	減
鳥取市補助金				
その他				
合計				

2 支出の部

（単位：円）

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (前年度決算額)	比較増減	
			増	減
鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業				
合計				

年 月 日

鳥取市長 様

所在地
名称
代表者名 印

鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号により交付決定のあった鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業費補助金について、仕入控除税額が確定したので、鳥取市定置網漁業令和7年5月急潮被害対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---|-----------|
| 1 補助金の確定額
(令和 年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号による通知額) | 金 _____ 円 |
| 2 上記に係る補助対象経費の額 | 金 _____ 円 |
| 3 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 _____ 円 |
| 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額 | 金 _____ 円 |
| 5 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 _____ 円 |

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。